別紙２

要支援世帯の早期把握に関する協定書

刈谷市水道事業（以下「委託者」という。）と刈谷市水道事業水道料金収納等業務委託受託業者（以下「受託者」という。）は、要支援世帯の早期把握のため次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、生活困窮世帯や単身高齢者世帯など支援や保護が必要な世帯を早期に把握し、必要な支援を行うための情報の連絡、連携を強化することを目的とし、自らの業務に支障のない範囲において、委託者に協力するための必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　受託者は、本市内において業務活動中に、支援や保護を求められた場合または訪問世帯において異変を発見した場合、委託者に連絡するものとする。

２　前項の規定による通報に係る費用は、受託者の負担とする。

（対応）

第３条　委託者は、前条第１項の規定による受託者からの通報があったときは、当該通報に係る問題等の解消のために誠実に対応しなければならない。

（免責）

第４条　受託者は、第２条第１項の規定による通報を行わなかった場合であっても、その後に生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

（秘密の保持）

第５条　受託者は、事業の協力に当たって知り得た個人情報その他の秘密事項を他に漏らしてはならない。この協定書に基づく協力が終了した場合においても、同様とする。

（協議事項）

第６条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度委託者受託者双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和１４年３月３１日までと

する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、委託者受託者記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和９年４月１日

委託者　　刈谷市水道事業
刈谷市長　稲　　垣　　武

受託者